

条 例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十一号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。

第九条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「五円十八銭」を「五円六十二銭」に、「三十八万六千五百円」を「四十一万九千円」に改める。

第十三条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条及び第十三条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。